四一八　コソボ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコソボ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　六　二

四一九　タジキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　六　二

四二〇　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の日本国による通告に関する件　六　二

四二一　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の効力発生に関する件　九　211　五九

四二二　ナミビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナミビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　二

四二三　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一三　特102　一

四二四　円借款の供与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　三

四二五　国立図書館デジタル化機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　四

四二六　武器貿易条約のナミビア共和国等による批准等に関する件　一六　四

四二七　北マケドニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府と北マケドニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　四

四二八　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　四

四二九　パキスタン・イスラム共和国政府におけるハイバル・パフトゥンハー州における災害に対して強靭な学校設備整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　一六　四

四三〇　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二〇　三

四三一　不正取得された無効旅券の告示　二六　三

四三二　国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となるイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金移転の対象となる活動を指定する外務省告示を廃止する件　二七　特105　一

四三三　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のオマーン国による批准に関する件　二九　一

四三四　円借款の供与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　一〇

四三五　原子力の安全に関する条約へのアンゴラ共和国の加入に関する件　三〇　一一

四三六　原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約のコートジボワール共和国による批准に関する件　三〇　一一

四三七　原子力事故の早期通報に関する条約のコートジボワール共和国による批准に関する件　三〇　一一

四三八　税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件　三〇　一一

○財務省

二三六　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　一　205　三七

二三七―二四四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　210　三

二四五―二四七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　210　一〇

二四八―二五〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　211　五九

二五一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　211　六〇

二五二―二五四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　211　六一

二五五　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　三

二五六　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　二七　特105　一

二五七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　226　一

二五八　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三〇　228　四五

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

二　製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　一　205　四〇

○財務省、農林水産省

一九　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　三

○文部科学省

二一七　令和三年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間に関する告示　一　五

二一八　学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件　五　207　二

二一九　学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件　五　207　四

二三〇　特別史跡に地域を追加して指定する件　六　二